

道路運送法の一部を改正する法律要綱（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一 旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者が許可を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。

二 許可を取り消された者が許可を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。

三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者が許可を取り消されてから五年を経過していない場合を欠格事由に追加するものとする。

四 許可の取消しに係る聴聞を実施する旨の通知を受けた日から当該取消しの処分を行うか否かを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過していない場合を欠格事由に追加するものとする。

五 事業場への立入検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から五年を経過していない場合を欠格事由に追加するものとする。

六 四に規定する期間内に事業の廃止の届出があつた場合において、四の通知の日前六十日以内に当該届

出に係る法人の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過していない場合を欠格事由に追加する  
ものとすること。  
(第七条関係)

第二 一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入

一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて  
効力を失うものとすること。  
(第八条関係)

第三 旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の欠格事由の拡充

運行管理者資格者証の返納を命じられた者に運行管理者資格者証の交付を行わないことができる期間を  
二年から五年へ延長するものとすること。  
(第二十三条の二第二項関係)

第四 一般旅客自動車運送事業の休止及び廃止に係る事後届出制の見直し

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休  
止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止の三十日前までに国土交通大臣に届け出なければなら  
ないものとすること。  
(第三十八条第一項関係)

第五 旅客自動車運送適正化事業実施機関による負担金徴収制度の創設等

一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができることとする等、所要の規定を設けるものとする。

(第四十三条の九から第四十三条の二十二まで関係)

## 第六 罰則の強化

法第二十七条第三項の規定による輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する罰則を強化するものとする。

(第九十七条及び第九十九条関係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の改正規定等は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第七条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第八条関係)